

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、行政不服審査法42条2項の規定に基づき、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、令和2年3月31日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「4級」と認定とした部分（以下「本件処分」という。）について、3級に変更することを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性及び不当性を主張していると解される。

障害者手帳をお願いした時点で、（障害等級）3の結果を頂いたが、手帳を手にした時は（障害等級）4に変わっていて、生活していくのに困難。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 9月 28日	諮問
令和 2年 11月 6日	審議（第49回第2部会）
令和 2年 12月 18日	審議（第50回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12

年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。)を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており(以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照)、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見(法15条3項の意見)は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件に係る一上肢及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能の著しい障害
		5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
		2 一下肢の足関節の機能を全廃

		したもの
6 級		2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙2のとおりである。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「左視床出血（疾病）」を原因とする「右上下肢麻痺」及び「右上下肢感覚障害」とされている（別紙1・I・①及び②）。等級表解説によれば「脳血管障害等による片麻痺では、たとえ、片側の体幹筋麻痺を有していても、体幹障害とはせず下肢障害として認定す

ることとする。」（別紙２・第３・３・(1)・サ）とされていることから、本件障害は、右上肢及び右下肢の機能障害として判断することが相当である。以下、その程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、右上肢に麻痺と感覚障害が認められるとされている。

そして、筋力テストの欄（別紙１・Ⅲ）によれば、右上肢については、肩関節、肘関節及び手関節が△（筋力半減）とされていることから、一定程度の筋力が残存していることが認められる。

また、動作・活動の欄（別紙１・Ⅱ・二）によれば、右手動作の「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」は×（全介助又は不能）、両手動作の「タオルを絞る」及び「背中を洗う」については△（半介助）とされているものの、その他の動作はいずれも○（自立）とされていることから、一定程度の動作・活動能力が保たれていると認められ、また、右手の握力は１０ｋｇとされている。

そうすると、請求人の右上肢に係る障害は、総合的に判断して、右上肢機能の軽度の障害として、障害等級７級と認定するのが相当である。

イ 右下肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、右下肢に麻痺と感覚障害が認められるとされている。

そして、動作・活動の評価の欄（別紙１・Ⅱ・二）によれば、「公共の乗物を利用する」は△（半介助）とされているものの、「家の中の移動（壁）」、「二階まで階段を上って下りる（手すり）」及び「屋外を移動する（つえ）」は、器具等を使用することにより○（自立）とされ、その他の動作活動は器具等を使用せずに○（自立）とされている。

しかし、筋力テストの欄（別紙 1・Ⅲ）によれば、右下肢の全ての項目について△（筋力消失又は著減）とされている。

さらに、歩行能力及び起立位の状況の欄（別紙 1・Ⅱ・三）によれば、歩行能力（補装具なしで）については、正常に可能とされるものの、100m以上歩行不能、起立位保持（補装具なしで）については、正常に可能とされるものの、30分以上困難とされている。

そうすると、請求人の右下肢に係る障害は、総合的に判断して、右下肢機能の著しい障害として、障害等級 4 級と認定するのが相当である。

ウ 総合等級

請求人の上記ア及びイの障害を総合した障害程度については、認定基準 7 条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、右上肢機能障害（右上肢機能の軽度の障害）7 級の指数 0.5 と右下肢機能障害（右下肢機能の著しい障害）4 級の指数 4 とを合計すると指数 4.5 となり、合計指数が 4～6 の場合、認定等級は 4 級となることから、障害等級 4 級と認定するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【右上肢機能の軽度の障害】（7 級）」、「下肢機能障害【右下肢機能の著しい障害】（4 級）」として、「障害等級 4 級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第 3 のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めた上で、〇〇医師に照会したところ、「上肢 7 級、下肢 4 級、総合 4 級」の回答があったことが認

められ、また、本件処分は、上記 2・(1)ないし(3)のとおり、上記 1 の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び 2 (略)